

宝塚市  
建築確認情報MAPシステム更新業務  
プロポーザル実施要領

令和5年(2023年)5月  
宝塚市

## 目 次

1	目的.....	1
2	業務及び募集の概要.....	1
3	参加資格.....	1
4	参考予算上限額.....	2
5	提案募集及び優先交渉までのスケジュール.....	2
6	参加申請に関する質疑応答.....	3
7	参加申請の提出.....	3
8	調達仕様書に関する質疑応答.....	4
9	提案書の提出.....	4
10	留意事項.....	5
11	応募に要する費用.....	5
12	選定方法.....	6
13	結果の通知.....	6
14	優先交渉権者の選定審査.....	6
15	当選事業者決定後の取り扱い.....	6
16	配布資料.....	7
17	失格条項.....	7
18	その他.....	8

## 1 目的

平成13年(2001年)4月から利用している現行建築確認情報MAPシステムの更新期限を迎えるにあたり、次期システムを調達するための企画提案を募集する。

## 2 業務及び募集の概要

### (1) 業務名

宝塚市建築確認情報MAPシステム更新業務

### (2) 業務及び募集の内容

「庁内における建築行政事務等の適正化、日常業務の効率化、窓口業務の迅速化、住民サービスの向上及び災害時の被災建築物応急危険度判定の迅速化を目的とした、機能・操作性に優れたシステムへの更新」についての提案を募集するものである。広く企画提案を募集するため、公募型プロポーザル方式を採用する。業務内容の詳細は宝塚市建築確認情報MAPシステム更新業務調達仕様書(以下「調達仕様書」という。)のとおりとする。

### (3) 提出先

宝塚市 都市整備部 都市整備室 建築指導課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL: 0797-77-2082 (直通)

電子メール: m-takarazuka0069@city.takarazuka.lg.jp

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。また、破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始決定を受けていない者であること。
- (6) 京都府、大阪府又は兵庫県に本店、支店、営業所等の事業活動拠点を有すること。
- (7) 平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間に国又は地方公共団体で建築確認システム構築(再構築、改修、移行も含む)に関する業務を元請として完了した業務実績を有すること。(参加資格要件ではないが、応急危険度判定区域図作成に関する業務を元請として完了した業務実績を有することが望ましい。)
- (8) 提案事業者は、下記に示す認証を有していなければならない。
  - (1) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)
  - (2) 個人情報保護マネジメントシステム(JIS Q 15001)※参加申請時に認証を取得していることが分かる書類を添付すること。
- (9) 提案事業者は、本業務における配置技術者(主任技術者、照査技術者および担当技術者)をそれぞれ定め、発注者に通知するものとする。

### (1) 主任技術者

平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間に国又は地方公共団体で建築確認システム構築(再構築、改修、移行も含む)に関する業務の実績があり、

空間情報総括監理技術者の資格を有する者でなければならない。

(2) 照査技術者

平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間に国又は地方公共団体で建築確認システム構築(再構築、改修、移行も含む)に関する業務の実績があり、空間情報総括監理技術者の資格を有する者でなければならない。

(3) 担当技術者

平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間に国又は地方公共団体で建築確認システム構築(再構築、改修、移行も含む)に関する業務の実績があり、測量士の資格を有する者でなければならない。また、業務実績及び資格を有する担当技術者は、本業務の作業体制に1名いれば良いものとする。

(参加資格要件ではないが、配置技術者においては応急危険度判定区域図作成に関する業務実績を有することが望ましい。)

#### 4 参考予算上限額

総額 金45,312,000円(税込)

- ・消費税は10%で計算すること。
- ・運用保守を含めたリース契約(5年)の想定で提案し、平準化すること。  
リース料率は1.90%で積算すること。

上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。  
提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

#### 5 提案募集及び優先交渉までのスケジュール

令和5年(2023年)5月22日(月)		実施要領の公告
実施要領の公告日 ～令和5年(2023年)5月29日(月)	～最終日午後3時まで	質疑受付(参加申請)
令和5年(2023年)6月5日(月)		質疑(参加申請)に対する回答
令和5年(2023年)6月7日(水)	～午後3時まで	参加申請期限
令和5年(2023年)6月14日(水)		参加申請審査結果通知
実施要領の公告日 ～令和5年(2023年)6月20日(火)	～最終日午後3時まで	質疑受付(調達仕様書)
令和5年(2023年)6月26日(月)		質疑(調達仕様書)に対する回答
令和5年(2023年)6月30日(金)	～午後3時まで	提案書提出期限
令和5年(2023年)7月3日(月)		企画提案説明会日時・場所の通知
令和5年(2023年)7月7日(金)		提案書質疑送付締切
令和5年(2023年)7月10日(月)～ 令和5年(2023年)7月11日(火)	日時は提案事業者数に応じて決定する	システム使用による審査 (デモンストレーション)
令和5年(2023年)7月12日(水)	～午後3時まで	提案書質疑回答期限
候補日 令和5年(2023年)7月18日(火)～ 令和5年(2023年)7月19日(水)	日時は提案事業者数に応じて決定する	企画提案説明会 (プレゼンテーション)
予備日 令和5年(2023年)7月20日(木)		
令和5年(2023年)7月28日(金) 予定		審査結果通知・優先交渉権者決定
令和5年(2023年)7月31日(月) ～令和5年(2023年)8月3日(木)		優先交渉権者と交渉

※スケジュールについては、宝塚市の都合により変更する場合があります。

## 6 参加申請に関する質疑応答

- (1) 質疑期限  
令和5年(2023年)5月29日(月)午後3時まで
- (2) 提出先  
「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛
- (3) 質疑方法
  - ・質問書(様式5)のExcelファイルを送信すること。
  - ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
  - ・ファイルにパスワードを設定する際はzip形式の圧縮ファイルに設定すること。
  - ・到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。(閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (4) 電子メールのタイトル  
「【事業者名】宝塚市建築確認情報MAPシステム更新業務\_質問書」とすること。
- (5) 回答方法  
回答は、令和5年(2023年)6月5日(月)までに随時、質疑の送信メールアドレス宛に個別に行うものとする。なお、参加申請に関する質疑を行った事業者名・質疑内容は原則として公表しないものとする。

## 7 参加申請の提出

本事業に参加しようとするものは、次の申請書類を提出期限までに提出しなければならない。

- (1) 提出期限  
令和5年(2023年)6月7日(水)午後3時まで  
(郵送の場合は、令和5年(2023年)6月6日(火)必着)
- (2) 提出書類

提出書類	様式	数量	備考
参加申請書	様式1	1部	代表者印は不要とする。
会社概要	様式2	1部	会社概要の資料を提出すること。
同種業務実績調書	様式3	1部	実績を記載したものを提出すること。 (匿名の記載については評価対象外となる。) ※実績を証明する契約書(又はテクリス登録書類)の写し、仕様書等を提出すること。
セキュリティ認証等の写し	任意	1部	ISO27001及びJIS Q15001認証を証明する使用許諾書の写しもしくは登録証の写しを提出すること。 また、品質マネジメントシステム(IS09001)、環境マネジメントシステム(IS014001)、ITサービスマネジメントシステム、ISMSクラウドセキュリティ認証を有する場合、証明する使用許諾書の写しもしくは登録証の写しも併せて提出すること。
配置技術者調書	様式4	1部	責任者の氏名等と、本事業と同種業務実績を記載したものを提出すること。 ※実績を証明する契約書(又はテクリス登録書類)の写し、仕様書等を提出すること。 ※資格証明書の写しを提出すること。

- (3) 提出方法
- ・「2 (3)提出先」まで、持参（又は郵送）すること。  
（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。）
- (4) 参加申請審査結果
- 参加申請された全ての提案事業者に対し、令和5年(2023年)6月14日（水）午後3時まで  
に電子メールにより連絡した上、文書で結果を通知する

## 8 調達仕様書に関する質疑応答

- (1) 質疑期限
- 令和5年(2023年)6月20日（火）午後3時まで
- (2) 提出先
- 「2 (3)提出先」の電子メールアドレス宛
- (3) 質疑方法
- ・質問書（様式5）のExcelファイルを送信すること。
  - ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
  - ・ファイルにパスワードを設定する際はzip形式の圧縮ファイルに設定すること。
  - ・また、到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。（閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (4) 電子メールのタイトル
- 「【事業者名】宝塚市建築確認情報MAPシステム更新業務\_質問書(調達仕様書)」とすること。
- (5) 回答方法
- 回答は、令和5年(2023年)6月26日（月）までに参加資格を有する提案事業者に対して、  
全ての質問内容及び回答を参加申請書（様式1）に記載された電子メールアドレス宛に送信するものとする。質疑を行った事業者名は原則として公表しないものとする。
- (6) 留意事項
- 質疑応答の内容が調達仕様書の内容に抵触する場合は、質疑応答の内容を優先することとし、  
その限りで調達仕様書に追加、削除又は変更があったものとみなす。

## 9 提案書の提出

- (1) 提出期限
- 令和5年(2023年)6月30日（金）午後3時まで
- (2) 提出書類
- ・提出書類は各者1案とする。
  - ・提出書類の種類及び提出部数は下記の通り。

提出書類	様式	数量	備考
提案提出書	様式6	1部	代表者印は不要とする。
見積書	様式7-1 ～ 様式7-4	1部	正式見積書（代表者印は不要とする。） として、提案書の内容で作成したものを 別途提出すること。
業務工程	様式8	1部	業務工程を記載して提出すること。
提案書記載項目対応表	様式9	8部	「9 (4) 企画提案書の様式及び内容」 のとおり。
企画提案書	任意	8部	「9 (4) 企画提案書の様式及び内容」 のとおり。
機能評価表	様式10	8部	対応内容を記載して提出すること。

会社概要	様式 2	1 部	参加申請時にメールにて提出したもの
同種業務実績調書	様式 3	1 部	参加申請時にメールにて提出したもの
セキュリティ認証等の写し	任意	1 部	参加申請時にメールにて提出したもの
配置技術者調書	様式 4	1 部	参加申請時にメールにて提出したもの

### (3) 提出方法

事前予約の上、「2 (3)提出先」まで、紙媒体を上記部数の通り、CD-R (PDF データ及び提供した形式) 2 枚を持参すること。参加を辞退する場合は、速やかに辞退理由書 (様式任意) を提出すること。

提出期限を過ぎた場合は参加を辞退したものとみなす。なお、辞退したことを理由に以降の選定等において不利益な取り扱いをすることはしない。

### (4) 企画提案書の様式及び内容

#### ア 様式

- ・様式の定めがあるものについては様式のとおり。様式の定めのないものについては原則 A 4 版縦の横書きとし、両面印刷とする。ただし図表等について、必要に応じて A 3 版横も可とする。A 3 版の場合は片面で 2 ページとして数える。
- ・表紙 (「2 (1)業務名」のみ記載) 及び目次を付すこと。
- ・企画提案書は、表紙、目次等を含めて 30 ページ以内とし、ページ番号を付けること。企画提案書に提案書記載項目対応表 (様式 9) をあわせて、2 穴綴じフラットファイル (「2 (1)業務名」のみ記載) に左綴じすること。

#### イ 内容

- ・調達仕様書の内容に基づき、提案書記載項目対応表 (様式 9) に従って項目順に漏れなく企画提案書に記載すること。なお、提案書記載項目対応表 (様式 9) には各項目の記載ページ (開始～終了) を記載すること。
- ・各項目の記載内容について、調達仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。
- ・企画提案書の説明は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表を適宜使用するなど、見やすく明確に作成し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。審査評価項目 (別紙 3) の項目順になっていない場合などを含め、分かりにくい企画提案書は評価できないことがある。
- ・提案事業者の会社名等を識別できるような記載は行わないこと。

## 1 0 留意事項

- (1) 提案事業者の会社名等を識別できるような記載やフラットファイルへの記名、シール貼付は行わないこと。
- (2) 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、宝塚市が指示した場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出書類については事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする。なお、返却は行わないものとする。
- (5) 提出書類の内容について、宝塚市より問い合わせを行う場合がある。

## 1 1 応募に要する費用

応募に要する費用は提案事業者の負担とする。

## 1.2 選定方法

- (1) 企画提案書に関する質疑について  
提出された企画提案書について宝塚市からの質問がある場合は、令和5年(2023年)7月7日(金)までに電子メールにより送付するので、令和5年(2023年)7月12日(水)午後3時までに回答を行うこと。また、質問に対し、回答期日までに提出しないことで失格になることはないが、評価上の不利益を受けることがある。なお、質問への回答書については、企画提案書と同様に正式な書類として取り扱うので留意すること。
- (2) システム使用による審査(デモンストレーション)について
  - ア システム導入後、実際にシステムを使用し業務を行う者が審査を行うものとする。
  - イ デモンストレーションは、導入を前提としたシステムで実施し、実施時点で最新の内容が反映されたシステムで行うこと。システムを用いたデモンストレーションを実施できない機能については、他の方法(パワーポイントによる説明等)による説明も可とする。
  - ウ 審査実施要領(別紙2)を参照すること。
  - エ デモンストレーションで説明した内容は契約時の仕様を含めるものとする。
  - オ その他詳細は、別途通知する。
- (3) 企画提案説明会(プレゼンテーション)について
  - ア 審査実施要領(別紙2)を参照すること。
  - イ プレゼンテーションの内容は契約時の仕様を含めるものとする。
  - ウ その他詳細は、別途通知する。
- (4) 審査基準について
  - ア 審査は、提案審査基準(別紙1)に基づき、総合的に評価するものとする。
  - イ 本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、内容点が満点の60%未満の場合には不採用とする。

## 1.3 結果の通知

審査結果は、書面及び電子メールにより通知する。  
通知は、令和5年(2023年)7月28日(金)を予定。

## 1.4 優先交渉権者の選定審査

- (1) 提出書類の審査、システム使用による審査、企画案説明会による審査を行い、最も高い評価を得た提案事業者1者を優先交渉権者と決定し、詳細の協議を開始する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次順位の提案事業者と協議に入るものとする。
- (2) 優先交渉権者にならなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に「2(3)提出先」へ説明を求めることができるものとする。

## 1.5 当選事業者決定後の取り扱い

- (1) 宝塚市は、協議の整った者を当選事業者とし、協議結果の内容を宝塚市の導入するシステムとして採用する。ただし、宝塚市と当選事業者は契約を行わず、別途行う競争入札によりリース会社を選定し、宝塚市とリース会社が契約を行う予定である。
- (2) 契約期間  
契約の日から令和11年(2029年)8月31日まで。主なスケジュールは以下のとおり。  
令和5年(2023年)10月中旬 リース会社との契約締結予定



令和 6年(2024年)9月 1日

新システム本稼働・運用開始

令和11年(2029年)8月31日

貸借及び保守期間終了

※なお、支払いは本稼働後の令和6年9月分からの開始となる。

(3) 履行期間

ア 履行期間は令和6年(2024年)9月1日から令和11年(2029年)8月31日を予定している。

イ 契約締結日から履行開始日前日までを納入準備期間とする。

## 1.6 配布資料

(1) 配付資料一覧

実施要領

別紙1	提案審査基準
別紙2	審査実施要領
別紙3	審査評価項目
別紙4	デモンストレーション依頼書

調達仕様書

資料1	地図情報システム要件
資料2	台帳システム要件
資料3	システム機能要件
資料4	本市既存環境仕様
資料5	ハードウェア調達(想定)
資料6	秘密保持等に関する特記仕様書

様式1	参加申請書
様式2	会社概要書
様式3	同種業務実績調書
様式4	配置技術者調書
様式5	質問書
様式6	提案提出書
様式7-1	見積書
様式7-2	標準見積書
様式7-3	ハードウェア一覧
様式7-4	ソフトウェア一覧
様式8	業務工程
様式9	提案書記載項目対応表
様式10	機能評価表

(2) 配付資料の一部について変更する場合は、配布した提案事業者全てに変更後の資料を再送付するものとする。

## 1.7 失格条項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき

- (2) 提出書類の作成形式内容等が、本要項に適合していないとき
- (3) 提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザル手続の過程（本要項の配布開始日から、優先交渉権者と合意に達するまで）で、「3 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (7) 他の提案事業者と提案内容について相談を行ったとき
- (8) デモンストレーション、プレゼンテーション等に出席しなかったとき
- (9) 見積書の金額が、「4 参考予算上限額」に示す額を超過しているとき
- (10) 機能評価表（様式10）において、必須項目として設定している項目が一部でも実現できないと判断されるとき、もしくは記載のないとき

## 18 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加申込書及び技術提案書等に記載した配置予定の技術者は原則、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、市の承認を受けなければならない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 当選した提出書類に書かれた内容は本事業の契約の一部とする。ただし、宝塚市と当選事業者との協議のうえ内容を一部変更することがある。
- (5) 原則として、提出された提出書類の内容は公表しない。ただし、リース入札にあたり、リース会社が提出書類の内容の確認を求めた場合は、当選事業者は当該リース会社に公表すること。
- (6) 提出書類の作成のために宝塚市より受領した全ての資料は、宝塚市の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (7) 提出書類は返還しないとともに、本事業以外の用途には提案事業者に無断で使用しない。
- (8) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。